

公益信託法の見直しに関する論点の補充的な検討 (1)

目次

第1	公益信託法の目的.....	2
第2	公益信託の定義等.....	3
1	公益信託の定義.....	3
2	公益信託の目的.....	5
3	公益信託法第2条第1項の削除.....	8
第3	新たな公益信託の基本的枠組み（公益信託事務の範囲，公益信託の信託財産の範囲及びその運用，公益信託の受託者の資格）.....	9
1	公益信託事務の範囲.....	9
2	公益信託の信託財産の範囲.....	14
3	公益信託の信託財産の運用.....	15
4	公益信託の受託者の資格.....	17
第4	公益信託の認定基準.....	23
1	公益信託事務を遂行することが可能な信託財産の保有.....	23
2	関係者等に対する特別の利益の供与禁止.....	25
3	他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有禁止.....	27
4	事業型の公益信託に関する認定基準.....	28
5	公益信託の受託者の報酬.....	31
第5	公益信託の認定主体.....	32
1	有識者委員会の意見に基づく行政庁による認定.....	32
2	認定行政庁の区分.....	33

第1 公益信託法の目的

公益信託法は、公益信託事務を適正に処理し得る公益信託を認定する制度を設けるとともに、公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとするかどうか。

○部会資料32の第1「公益信託法の見直しの基本的な方向性」

公益信託法の見直しを検討するに際しては、公益財団法人、公益信託以外の目的信託等の公益信託と類似の制度との相違、すみ分けに留意しつつ、税法も視野に入れながら、その適正な利用を促進していくために必要十分な仕組みを整えることを基本的な方向性とするかどうか。

(補足説明)

1 公益信託法には、公益信託法の目的を定めた規定はない。

他方、公益法人認定法第1条は「この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。」と規定している。なお、一般法人法には目的規定は設けられていない。

また、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第1条は「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」と規定している。

2 部会資料32の第1の提案に対しては、第31回会議及び第32回会議において、概ね賛成が得られたが、公益信託が公益法人と比較して軽量・軽装備であることのメリットを維持する観点から現在の簡素な仕組みを維持しつつ、公益信託の認定を受けた信託は税制上の優遇措置を受けられるような仕組みが望ましいとの意見、公益財団法人だけでなく非営利型の一般財団法人や民法上の組合なども比較の対象とすべきであるとの意見、今回の信託法部会では税法を直接の念頭に置かず、新たな公益信託の形が固まった後に必要な税制要望をすべきであるとの意見があった。また、公益信託を使いやすくすることよりも適正で合理的な規律を設けることを優先すべきである旨の指摘があったほか、税法を視野に入れた検討に賛成するが、税法上の優遇措置により本来別の適切な投資先がある資金が公益信託に回り効率的な市

場の形成を阻害するのは妥当でなく、税法上の優遇措置を受けられることを公益信託が利用される理由として強調すべきではない旨の指摘もあった。

- 3 今回の公益信託法の改正においては、軽量・軽装備の制度がメリットとされている公益信託と、公益法人、NPO法人等の類似の法制度との比較もした上で、それらが互いに制約しあうのではなく、民間による公益活動の促進の一環として各自のメリットを生かした複数の選択肢が提供されるようにするべきである。そして、上記の各法制に目的規定が設けられているのと同様に、公益信託法にもそれが公益の増進に資することを目的とする旨の規定を設けることには意義があるものと考えられる。新たな公益信託法の目的規定については、上記各法制の目的規定の表現も参考として定めるべきであり、その中でも公益信託法と並行的に捉えられる公益法人認定法の目的規定の表現を基に、法人と信託の相違を踏まえ修正した形で規定することが望ましいと考えられる。
- 4 したがって、公益信託法は、公益信託事務を適正に処理し得る公益信託を認定する制度を設けるとともに、公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

第2 公益信託の定義等

1 公益信託の定義

公益信託は、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とするものとして、新たな認定主体【P（後記第5）】の認定を受けたものとするかどうか。

○部会資料34の第4の1「公益信託を目的信託の一類型とするか」
公益目的を目的信託の一類型とする現行信託法及び公益信託法の構造は維持することかどうか。

(補足説明)

- 1 公益信託法第1条は、公益信託の定義について「信託法（平成十八年法律第一百八号）第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニシテ次条ノ許可ヲ受ケタルモノ（以下公益信託ト謂フ）ニ付テハ本法ノ定ムル所ニ依ル」と規定している。なお、旧信託法第66条は「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公

益信託トシ其ノ監督ニ付テハ後六条ノ規定ヲ適用ス」と規定していた。

他方、公益法人認定法第2条第4号は、公益法人の実施する「公益目的事業」を「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と規定している。その前身の旧民法第34条は「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセザルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と規定していた。なお、民法第33条第2項は「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。」と規定している。

2 部会資料34の第4の1の提案に対し、第34回会議では、これを支持し、目的信託のうち公益信託の認定を受けたものを公益信託と定義すべきであるとの意見が多数を占めたが、公益信託を目的信託の一類型と位置付けるべきではないという意見もあった。なお、第33回会議において、公益信託における公益の例示に祭祀、宗教を入れるか否かについて、公益法人制度では旧民法から公益法人認定法に移行する際に祭祀、宗教の文言が削除されているが、その際には宗教法人という受け皿があったことと比較して検討すべきである旨の指摘がされた。

3 まず、公益信託法における「公益」の例示の在り方については、関連する法令の規定や、従前の経緯を参考として検討する必要がある。

旧信託法では、公益の例示として、旧民法34条の公益法人の事業目的の定めと同一の文言である「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸」が用いられ、その意味内容も民法上の概念と同一に解されていた（松本崇ほか「信託法」〔特別法コンメンタール〕295頁）。その後、平成18年の旧信託法から公益信託法への改正時に、公益信託法第1条における公益の例示は、平成16年に現代語化された民法第33条第2項の「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教」と同じ順に変更されている。

他方、公益法人認定法第2条第4号では、公益の例示として、「学術、技芸、慈善」が挙げられているが、「祭祀、宗教」は挙げられていない。その理由は、旧民法施行法第28条に「民法中法人ニ関スル規定ハ当分ノ内神社、寺院祠宇及ヒ仏堂ニハ之ヲ適用セス」と規定され、民法の施行当初から信教の自由の確保の観点上、旧民法第34条法人の規定は神社、寺院等には直ちに適用されないこととされており、その後、特別法である宗教法人法が制定されたために、宗教団体は同法によって法人格を取得することが一般的となり、民法施行以来公益法人認定法の制定に至るまで、実質的に宗教団体は旧民法第34条の適用範囲とされてこなかったことに基づくものであると考えられる。

もつとも、宗教法人法に相当する特別法が信託法の分野では存在しないことに加え、宗教学の研究者への助成金の支給や、重要文化財に指定された仏像の保存を目的とする公益信託のような活用例も想定し得ることに鑑みると、現時点において、特に公益信託法第1条の表現を変更するまでの必要性は見当たらない。

- 4 公益信託は、旧信託法が制定された大正11年から存在する制度である。旧信託法の下では、信託が有効に成立するためには、信託行為の時点において、受益者が特定・現存することまでは必要ないものの、受益者を確定し得ることが必要であり、受益者の定めのない信託は、公益信託を除いて、無効であると解されてきた（寺本逐条解説447頁）。その後、平成18年に制定された新信託法は、公益信託のほかにもペットの世話を目的とするものや資産の流動化を目的とするものも「受益者の定めのない信託」すなわち目的信託として効力を認める柔軟な制度設計を採用した。このような経緯を踏まえると、古くからある公益信託の規律は、それ以外の新たな目的信託の規律とは全く別に定めるという法形式を採用し、公益信託を目的信託の一類型から除外すべきという考え方もあり得る。しかし、公益信託を「受益者の定めのない信託」のうちの公益を目的とするものと定義する現在の立法技術上の取扱いを変更し、信託法及び公益信託法における公益信託の定義を変更するまでの必要性は現時点で見当たらない。
- 5 したがって、公益信託は、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とするものとして、新たな認定主体【P（後記第5）】の認定を受けたものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

2 公益信託の目的

公益信託の目的は、上記1に例示した公益に関する具体的な種類の信託事務（注1、2）を行うものであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものでなければならないとすることでどうか。

（注1）公益法人認定法第2条第4号別表第1号から第22号までの公益目的事業と同様に、公益に関する具体的な種類の信託事務を列挙した上で、同法別表第23号と同様に、前各号に掲げるもののほか公益に関する信託事務として政令で定めるものとする。

（注2）公益信託の認定行政庁等が認定の対象とする、公益に関する具体的な種類の信託事務としては、当該信託の目的達成のために受託者が行う信託事務全体を包括するものを想定している。例えば、公益信託の認定申請がされた

信託の目的が、①「〇〇県内の障がい者を有する学童を対象とする奨学金の支給」である場合には、対象者の設定や選考作業、金銭の給付までの信託事務が、②「〇〇地区の自然環境を保護するための自然林・湖沼の保護」である場合には、自然林維持のための伐採、緑地や湖沼の清掃活動等の信託事務が、①及び②の固まりごとにそれぞれ一体として公益性の判断がされることを想定している。

○部会資料33の第1の1「公益目的の信託事務の定義」

公益目的の信託事務は、学術、技芸、慈善その他の公益を目的とするものであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとして、具体的に列挙されたものであるとすることでどうか。

○部会資料33の第1の2「公益目的の信託事務の種類」

公益目的の信託事務の種類として具体的に列挙するものは、公益法人認定法別表の掲げる公益目的事業の種類と同一とすることでどうか。

(補足説明)

1 公益信託法第4条には、「公益信託事務」との用語があるが、これを定義した規定はない。そして、許可審査基準の「1. 目的」において「公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。」と規定されている。

他方、公益法人認定法第2条第4号で「公益目的事業」が定義されていることは、前記第2の1の補足説明に記載したとおりである。また、NPO法第2条は、「特定非営利活動」を、「別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするもの」と定義し、別表第1号から第19号までに「保険、医療又は福祉の増進を図る活動」等の19分野の活動を列挙し、第20号で「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を規定している。

2 部会資料33の第1の1及び2の提案に対し、第33回会議では、公益法人認定法のように政令指定を要するとした場合には政令指定に関係省庁の合意が必要となることから、英国チャリティ法(Charities Act)が例示的に公益目的事業を挙げていることも参考として、公益信託事務については公益法人認定法の形式よりもオープンな例示列挙とすべきである旨の意見があった。一方、公益信託事務の定義も公益法人認定法と同様とすることに説得力があるとの指摘や、列挙の方法については具体的な公益信託の申請業務が容易になるか否かの視点から検討すべきであるとの指摘もあった。また、仮に公益法人認定法を参考にするとしても同法第2条第4号別表第1号から第22号までの列挙の仕方ですり足りているのかを意識して検討すべき

であるとの指摘、「不特定かつ多数」の意味について、現在の公益信託の主務官庁が行う公益性の認定には厳しい面も見られることから、現在の公益法人の認定と同様に、公益信託の公益性判断も柔軟に判断されるようにすべきとの指摘があった。

- 3 公益法人認定法では、公益法人が行う22種類の公益目的事業を具体的に列挙した上で、その事業に該当するか否かを判断の基準としているが、これは、公益法人認定法の制定の際に、主務官庁の許可主義の問題点を踏まえた認定基準の明確化という要請があったことに基づくものである。公益信託法には、このような規定が存在せず、許可審査基準の目的規定も抽象的であることから、現在の公益信託の認定実務においても公益性の判断が主務官庁によって異なる等の問題が指摘されている。

そうすると、公益法人における認定基準の明確化の要請は、公益信託にも同様に妥当し、公益性の認定について認定機関の裁量の幅を少なくすることにより、公益信託の認定審査に要する時間の短縮や認定機関による判断の予見可能性を高めることが適切であるものと考えられる。

もちろん、社会情勢の変化とともに、「公益」とされるものの具体的な内容は変化し得るので、現時点において想定される具体的な種類の公益信託事務を法律の中に列挙することは、将来的に現時点では想定し得ない公益信託事務の種類が現れた場合に、その種類を新たに法令の中に書き加える必要が生じ得ることも意味する。そして、公益法人認定法は、同法第2条第4号別表第1号から第22号までの種類の公益目的事業が完全に網羅的でないゆえに社会情勢の変化に伴い不都合を生じる事例が現れた場合には、別表第1号から第22号に掲げる以外の種類の事業を政令で定めることが可能となるように、別表第23号の規定を設けているのであり、同号のような規定を公益信託法に設けることにより、公益信託においても社会情勢の変化に応じた将来的な対応が可能であると考えられる。

一方、公益性判断の基準として公益性が認められる22種類の具体的な信託事務を掲げることは、公益信託を設定しようとする者にとって、その内のどの種類に当てはまるかを考えなければならない手間がかかるとの見方もあり得る。しかし、一定の具体的な種類の信託事務を法律に掲げておくことにより公益信託の目的として申請する信託事務の範囲が明確になった方が、また、敢えて公益法人と異なる認定の枠組みとしない方が、申請する側にとって便宜であると考えられる。そもそも、公益法人認定法の別表第1号から第22号までに掲げられた公益目的事業の種類は、国民の利益のために制定されている現行諸法律の目的規定の内容を分類、整理して列挙したものであり（一問一答193頁）、公益法人認定法の制定からそれほど長期間が経過したわけではない現時点においては、これらの種類を敢えて変更する必要は見出し難い。

- 4 したがって、公益信託の目的は、前記第2の1に例示した公益に関する具体的な種類の信託事務を行うものであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものでなければならないとすることが相当と考えられるが、どうか。

3 公益信託法第2条第1項の削除

公益信託法第2条第1項は削除するものとするかどうか。

○部会資料34の第3の1「主務官庁による許可制の廃止」
主務官庁による許可制については、廃止することかどうか。

○部会資料34の第4の2「公益信託の認定を受けていない公益を目的とする目的信託の効力」
公益信託の認定を受けていない公益を目的とする目的信託の効力について、これを無効とする旨の規律は設けないことかどうか。

(補足説明)

- 1 公益信託法第2条第1項は、公益信託は、受託者において主務官庁の許可を受けたものでなければ、その効力を生じない旨規定している。
- 2 第34回会議において、部会資料34の第3の1及び2の提案について異論はなかった。その上で、単に公益信託法第2条第1項を削除しただけでは、公益信託の認定を受けていない公益を目的とする目的信託が有効か無効かは法律の解釈問題となる懸念があるので、それが有効であることを積極的に肯定する規律を設けるべき旨の意見があった一方、有効であると条文に書く必要はないという意見もあった。
- 3 公益信託法第2条第1項の削除により、公益信託の認定を受けていない公益を目的とする目的信託を一律に無効とはしないという本部会の意図は明確に表現できる。また、公益信託の認定を受けられなければ信託としても成立させないという信託契約当事者の意思があればそれを尊重することもあり得るから、公益信託法第2条第1項に代わる条文を設けることには慎重であるべきものと考えられる。
- 4 したがって、公益信託法第2条第1項は削除するものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

第3 新たな公益信託の基本的枠組み（公益信託事務の範囲、公益信託の信託財産の範囲及びその運用、公益信託の受託者の資格）

1 公益信託事務の範囲

公益信託の受託者が行うことができる公益信託事務は、当該公益信託の目的の達成のために（直接又は間接的に）必要な信託事務とすることかどうか。（注1，2）

（注1）公益信託の受託者が公益信託事務を行うに当たっての対価収入の有無は、公益信託の公益性判断を行う際の考慮要素となるが、対価収入が有ることをもって直ちに公益性が否定されるわけではない。

（注2）公益信託の申請をする受託者が認定機関に提出する信託契約書、事業計画書等の内容が、認定機関による公益性審査の対象となる。これらの内容が公益信託事務の範囲として許容されないものである場合には、公益信託の認定が与えられない。また、認定後に受託者が公益信託事務の範囲を逸脱した行為を行った場合には、受託者の解任事由になり得るほか、公益信託の認定の任意的取消事由に該当する（その場合には信託が終了する可能性がある〔部会資料37の第1の3〕。以下同じ。）ことを想定している。

○部会資料32の第2の1「助成事務以外の信託事務の許容」

公益信託の受託者が、助成事務に加え、助成事務以外の信託事務を行うことを許容することかどうか。

○部会資料32の第2の2「許容される信託事務の範囲」

公益信託の受託者が行うことができる信託事務は、公益目的の信託事務に限定し、それ以外の信託事務を行うことはできないとすることかどうか。

（補足説明）

1 公益信託法第4条は、公益信託の受託者が処理する「公益信託事務」の内容について規定していない。ただし、許可審査基準「2. 授益行為」は「①当該公益信託の目的に照らし、適切な内容であること、②授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること、③授益行為が信託行為上具体的に明確にされていること、④営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと」を公益信託の要件としている。

なお、税法は、所得税法施行令第217条の2等で特定公益信託及び認定特定公益信託として税制優遇が認められるための要件を定めており、それらの信託事務は、概ね研究者に対する助成金や学生に対する学資の支給に限られている。

2 第32回会議では、公益信託の受託者が行う信託事務について、受託者が従来の金銭的な助成事務以外の信託事務を行うことを可能とする需要があり得ることを前提とした上で、公益信託の軽量・軽装備のメリットを維持する観点から、受託者が公益法人認定法の公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という）に相当する信託事務を行うことを禁止するという基本的な方向性に異論は示されなかった。ただし、公益法人が公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがない限り収益事業等も行うことが可能とされていることを参考として、公益信託の受託者が行う信託事務を過度に制限すべきではなく、柔軟に公益信託事務を許容する必要があるとの意見もあった。また、公益信託事務の範囲については、信託事務の一環として受託者が行う信託財産の「運用」との関係を整理することが必要であるとの指摘や、公益という重要な目的は受託者が自ら執行すべきであり、自己執行義務と再委託の問題も論点としてあって良いとの指摘もあった。

3 新たな公益信託の信託事務の範囲を検討するに当たっては、従来行われてきた許可審査基準の「授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の給付であること。」に該当する公益信託（以下「助成型の公益信託」という。）は、今後も当然認められることを前提とした上で、助成型の公益信託以外の公益信託（以下「事業型の公益信託」という。）を受託者が行えるようにすることに一定の社会的な需要が見込めることを考慮すべきであると考えられる。

一方で、現在の公益法人制度においては、公益法人が収益事業等を行うことが可能とされていることから、収益事業等の実施が公益目的事業に悪影響を及ぼさないようにするために複数の認定基準が設けられており、事業型の公益信託の受託者が公益法人の収益事業等に相当する信託事務を行うことを認めた場合には、上記複数の認定基準が公益信託にも導入されることになり、公益信託の認定を申請する者の負担が増え、認定後の監督も複雑なものとなるおそれがある。また、公益信託の受託者の限られた人的・経済的・時間的資源が公益信託の収益事業等に相当する信託事務に投入されることによって、本来公益信託事務に充てられるべき受託者の資源を過剰に奪い、公益信託事務の遂行がおろそかになる危険性も否定できない。

そうすると、公益信託の信託事務の範囲を、公益信託の目的の達成に直接又は間接的に必要な信託事務に限定することにより、助成型の公益信託についての軽量・軽装備のメリットを維持しつつ、事業型の公益信託についても公益法人の収益事業等に該当しない限度で許容することにより、一定の軽量・軽装備を指向することが相当であるものと考えられる。

4 したがって、公益信託の受託者が行うことができる公益信託事務は、公益信託の目的の達成に（直接又は間接的に）必要な信託事務とすることが相当であると考え

られるが，どうか。

5 具体的に許容される公益信託事務の範囲について

(1) 想定される信託事務の例

具体例（当初 信託財産） 信託事務の 分類	医学研究者向け 助成金の支給 （信託設定当初の 信託財産は金銭）	美術館の運営 （信託設定当初の 信託財産は美術品 及び金銭）	留学生向け 学生寮の運営 （信託設定当初の 信託財産は既存の 土地建物及び金銭）
公益信託の目的	医学の基礎研究者に 対する助成金の支給 により，医学の進歩 に寄与する。	価値の高い美術品の 展示により，文化芸 術の普及向上に寄与 する。	留学生の受入れによ り，国際的な人材育 成と国際交流の促進 に寄与する。
①当該公益信託 の目的達成の ために直接必 要な信託事務	・信託財産である金 銭の取崩しによる医 学研究者への助成金 支給	・美術品の公開・保存 ・美術館の敷地の購 入・保存，美術館建 物の建築・保存	・留学生への居室・ 食事の提供 ・学生寮建物の保存
②当該公益信託 の目的達成の ために間接的 に必要な信託 事務		・展示品入替えのた めの美術品の売却・ 購入，一時的な金銭 の借入れ ・美術館の運営費用 に充てるための美術 品の売却 ・美術館内でのミュ ージアムショップ， カフェの営業（注）	・老朽化した学生寮 建物の改築費用に充 てるための敷地の一 部売却 ・寮生を訪問するた めに訪れた海外から の宿泊客に対する学 生寮の部屋の賃貸 ・近隣住民との交流 を図る学生寮敷地内 でのバザーの開催
③当該公益信託 の目的達成の ための必要性 を欠く信託事 務		・美術と無関係な書 籍の出版 ・美術館外でのカフ ェの営業 ・美術館建物の一般 の結婚式・ビジネス 会議等への賃貸	・国際交流と関連し ない演劇の学生寮内 での上演 ・3階建て学生寮の 1階部分の印刷会社 への賃貸

(2) 検討

ア 第32回会議では、部会資料32の第2の2の表①に記載した信託事務が、公益信託の受託者が行うことのできる公益信託事務に該当するものと整理することについて特段の異論はなかったが、少しでも公益信託の運営費用を賄うような目的が入っていれば一律に同表③の信託事務は禁止するという制約を課すのは妥当でないし、同表②及び③に記載した信託事務が②と③のいずれに該当するか否かの明確な区分は困難であり、公益信託事務として緩やかに許容する方が望ましい旨の指摘、一般に資金が必要となつてまず行うことは借入れであるから、受託者が公益信託の運営のために一時的な借入れをして良いか否かを議論に加えて欲しい旨の意見があった。

イ 上記議論を踏まえ、従来の助成型の公益信託とそれ以外の事業型の公益信託との違いも意識して、公益信託の受託者が行うことが想定される信託事務を助成型も新たに加えて整理したのが、上記(1)の表である。このうち、当初信託財産である金銭の取崩しによる医学の基礎研究者に対する助成金支給が、上記(1)の表①に位置付けられることは明らかである。このように助成型の公益信託事務については、公益信託の目的達成のために必要性を欠く行為は想定し難く、むしろ、対象者の設定や公正な選考が確保されているか否かが公益性の判断においてポイントとなるものと考えられる。

ウ 次に、事業型の公益信託のうち、受託者が信託設定当初の信託財産である美術品及び金銭を用いて受託者が美術館を運営する事例では、当初信託財産を用いた美術品の公開・保存、美術館の敷地の購入、美術館建物の建築等は、上記(1)の表①に位置付けられるべきものと考えられる。

また、美術館の展示品を入れ替えるために、当初信託財産であった美術品を売却し、新たな美術品の購入をすることや、その際に一時的な金銭の借入れを行うことは、美術館を運営する以上間接的に必要とされる業務であり、同表②に位置付けられるべきものと考えられる。

そして、部会資料32では、美術館の運営費用捻出のための美術品の売却を同表③に位置付けていたが、美術品の売却の目的が美術館で展示する美術品の入替えのためか、美術館の運営費用の捻出のためかは、受託者の主観に属し、客観的に判断することが困難であることや、美術館の運営費用に充てるために当初信託財産であった美術品を売却することは当該公益目的の達成に間接的に必要とされる業務であることからすると、同表③よりも②に位置付ける方が適切であると考えられる。

その上で、美術館内でのミュージアムショップやカフェの営業については、仮にそれらが「美術館内で」行われるものであれば、美術館入場者にとっての利便性が高められることから、個別具体的な事情に応じて同表②

に位置付けることが可能な場合があり得ると考えられる。他方、カフェの営業が美術館外で行われ、美術館の利用者以外の一般客も利用するものであれば、それは当該公益信託の目的達成との関係で必要性を欠くものであり、同表③に位置付けられるべきものと考えられる。

エ 第3に、事業型の公益信託のうち、受託者が信託設定当初の信託財産である既存の土地建物及び金銭を用いて留学生向け学生寮を運営する事例では、留学生への居室・食事の提供や学生寮建物の保存は、上記(1)の表①に位置付けられるべきものと考えられる。

また、老朽化した学生寮建物の改築費用に充てるための敷地の一部売却や、長期休暇等で不在の学生が多い時期に学生寮の空き部屋を他の寮生を訪問するために来日した海外からの宿泊者向けに低料金で提供する行為、近隣住民との交流を図る学生寮敷地内でのバザーの開催は、同表②に位置付けられるべきものと考えられる。他方、3階建て学生寮の1階部分の印刷会社への賃貸は、当該公益信託の目的達成のための必要性を欠き、同表③に位置付けられるべきものと考えられる。

オ 以上によれば、助成型の公益信託、事業型の公益信託のいずれにおいても、上記(1)の表①に位置付けられる信託事務が公益目的のために直接必要な信託事務として許容されるべきことは明らかである。

そして、同表②に位置付けられる信託事務も公益目的のために間接的に必要な信託事務として許容されるべきである。同表②の信託事務に該当するか、同表③の信託事務に該当するかは、公益信託の内容の個別具体的な事情に応じて認定行政庁等が有識者委員会の意見を踏まえて判断すべき性質のものであるが、その運用は、実務における公益信託の申請事務やその後の信託事務の円滑な遂行を阻害することのないように柔軟にされることが望ましいと考えられる。

(注) イギリスでは、ミュージアムショップにおける物品の販売であっても、プロモーション目的のペンやマグカップの販売は、上記(1)の表②でなく表③に位置付けられる場合が多いようである。新たな公益信託においても、美術館内で行われる物品の販売やカフェの営業であれば直ちに公益信託事務として許容されるわけではなく、当該公益信託の目的など個別具体的な事情に応じて判断されるものであることに十分留意する必要がある。

2 公益信託の信託財産の範囲

公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとするかどうか。

○部会資料32の第2の3「信託財産の範囲」

公益信託の信託財産の範囲について、金銭に限定しないかどうか。

(補足説明)

- 1 公益信託法には、信託財産の範囲に関する規定は存在しないが、許可審査基準「4. 信託財産 イ」は、公益信託設定当初の信託財産について、「価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産」が信託財産の中の相当部分を占めていないことを許可の基準としている。また、税法上の認定特定信託及び特定公益信託の要件として、「当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること」(所得税法施行令第217条の2第1項第3号)とされている。
- 2 第32回会議においては、助成型の公益信託の軽量・軽装備の特質が失われないようにすべきであることを前提とした上で、不動産や有価証券を当初の信託財産にして、その売却資金を公益目的に使用することは実務的にも十分に考えられるとの意見があり、特段の異論はなかった。
- 3 まず、公益信託に拠出される信託財産として、金銭が認められるべきことは当然である。また、預金又は貯金、国債、地方債等を信託財産として拠出することも、それらが公益信託の信託財産の運用対象としてこれまで認められてきたものであることからすれば、信託財産としての拠出を否定する理由はない。その上で、株式などの有価証券や不動産、知的財産権等の財産を公益信託に拠出することが認められるか否かが問題となるが、金銭以外の資産を公益信託に拠出した場合の税法上のみなし譲渡課税との関係に留意すべきである(部会資料32の第2の3)ものの、適切な課税関係を維持し得るのであれば、有価証券や不動産等を公益信託の信託財産とすることを禁止する必要はないと考えられる。
- 4 したがって、公益信託の信託財産については、金銭に限定しないものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

3 公益信託の信託財産の運用

【甲案】：公益信託の信託財産の運用は、預金又は貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得、合同運用信託の信託に限られるものとする（注1、2）。

【乙案】：上記の規律は設けないものとする。

（注1）【甲案】より運用対象を緩和した形で列挙する案も考えられる。

（注2）公益信託申請時の信託行為に【甲案】の運用方法が定められていることが公益信託の認定基準となり、認定後に受託者が違反した場合には、受託者の解任事由となり得るほか、公益信託の認定の任意的取消事由に該当することを想定している。

○部会資料32の第2の3「信託財産の範囲」

(3)信託財産の運用について（ゴシックでの提案はなし。）

（補足説明）

- 1 公益信託法には、信託財産の運用に関する規定は存在しないが、現在の公益信託において税制優遇を受けるためには、所得税法施行令第217条の2第1項第4号及び所得税法施行規則第40条の9第1項において、特定公益信託の信託財産の運用を「預金又は貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権」と「合同運用信託の信託」に限ることが要件とされている。
- 2 第32回会議においては、公益信託の設定当初の信託財産が投資用不動産であっても、売却が計画的に予定されているのであれば受託者に不動産事業を継続しようという意図はないので、売却までの期間が短期間であれば収益を挙げることも許容して良いとの意見があった。また、有価証券の運用で資産の組み替えを伴うものや、投資用不動産による運用はリスクが高く、専門家でない者による運用が妥当かは疑問があり、もし有価証券や不動産による運用を認めるのであれば、受託者やその委託先の運用能力等を慎重に見極めるべきとの意見があった。さらに、仮に信託財産の範囲を金銭に限定しないのであれば、受託者が助成事務以外の信託事務を行うが信託財産の運用をしないという整理には若干の無理が出てくるとの指摘、信託業法に「管理型」「運用型」という用例があることを念頭に置いて「運用」という用語の使い方を検討するべきとの指摘があった。
- 3 所得税法施行令第217条の2第1項第4号及び所得税法施行規則第40条の9第1項の趣旨は、信託財産を利用した継続的な安定収入の確保を図るものであるとすることができる。そして、公益信託の認定を受けた信託が税制優遇を受けるようにすることも視野に入れた観点からは、公益信託の運用方法を、現行税法のように

限定すること（リーガル・リスト方式）が相当であるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

【甲案】に対しては、受託者に信託財産の運用の専門的能力が備わっていれば、その能力を活用して信託財産を積極的な運用により増加させた方が公益目的の達成に資するし、受託者の運用に対する裁量を法律上過度に制限することは適切でないとの指摘があり得る。また、信託財産の運用を行う上では、運用の専門的能力が備わっていれば当然に採り得るリスクヘッジを行う手法も存在し、運用する財産の規模に違いはあるものの、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）やその他の年金基金等においても株式等による運用が行われている実情に鑑みても、いわゆる安全資産のみへの投資を受託者に義務付けることはかえって機会損失を伴うという問題点の指摘があり得る。

4 一方、仮に信託財産の投資先にリスクが高い投資商品が含まれているとしても、運用に関する専門的な知見を受託者又は委託先の第三者が有しているのであれば、適正なポートフォリオを組成して分散投資を行い、公益目的の達成のために使用される信託財産の増加を図ることが期待できるし、そのように運用方法に広がりを持たせることがわが国の経済の活性化にもつながるのであるから、【甲案】のような規律を設けることは相当でないという考え方があり得る。そこで、このような考え方を、【乙案】として示している。

【乙案】を採る場合であっても、委託者が【甲案】のような運用対象の限定を望み、それが信託契約の内容とされているのであれば、受託者がそれに拘束されることは当然である。なお、【乙案】を採用する場合には、本部会資料第3の1（公益信託事務の範囲）の論点において公益信託事務の範囲を限定したこととの整理が必要となる可能性があるものと考えられる。

以上の点について、どのように考えるか。

4 公益信託の受託者の資格

【甲案】：受託者の資格として、公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であることを必要とする（注1，2）。

【乙案】：受託者の資格として、公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）であることを必要とする（注1，2）。

【丙案】：受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、上記法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とする（注1，2）。

（注1）公益信託の申請時において、認定行政庁等が、「受託者の資格」について、①積極要件（社会的信用を有し、知識経験が豊富であることの有無など、実質的な判断を要する適格事由）、②消極要件（一定の純資産額を有さないことや受託者が未成年者でないことなど、形式的な判断で足りる不適格事由）の有無を判断することを想定している。上記①、②としてどのような資格を受託者に要求するかは、受託者を法人に限定するか自然人も許容するかとは別に検討する必要がある。

（注2）公益信託申請時の受託者が上記の資格を備えていることが公益信託の認定基準となり、認定後に受託者が上記の資格を喪失した場合には、受託者の任務終了事由となることを想定している。

○部会資料3 2の第3「公益信託の受託者の範囲」

【甲案】：受託者が、信託会社であることを必要とする。

【乙案】：受託者が、目的信託の受託者となり得る法人（信託法附則第3項、同法施行令第3条）であることを必要とする。

【丙案】：受託者が、公益目的の信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する法人であることを必要とする。

【丁1案】：受託者が、公益信託の適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富である法人又は自然人であることを必要とする。

【丁2案】：自然人が公益信託の受託者となる場合には、一定の要件を満たす法人と共同で受託者となることを必要とする。

○部会資料3 3の第2「受託者に関する認定基準」

公益信託の受託者につき、公益法人認定法第6条第1号から第6号までと同様の事由を欠格事由とする規律を設けることでどうか（ただし、信託と法人の相違に応じて必要な修正を加えるものとする。）。

○部会資料 3 3 の第 3 の 3

「社会的信用を維持する上でふさわしくない信託事務及び公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある信託事務の禁止

【甲案】：公益信託の受託者が、社会的信用を維持する上でふさわしくない信託事務や、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある信託事務を行わないものであることを認定基準とする規律を設ける。

【乙案】：上記の規律は設けない。

(補足説明)

- 1 公益信託法には、公益信託の受託者となり得る者の資格に関する規定は存在せず、信託法第 7 条が、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人は受託者となることができない旨規定しているにとどまる。

ただし、許可審査基準「6. 機関(2)ア」は、公益信託の受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であることを公益信託の許可の要件としている。また、税法においては、受託者が信託会社であることが特定公益信託の要件とされている。

他方、信託業法は、信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ営むことができず(信託業法第 3 条)、免許を受けようとする者は一定の書類を添付して申請書を提出しなければならない(同法第 4 条)と規定している。そして、信託業の免許は、資本金の額が 1 億円を下回らない金額で政令で定められる金額以上であることのほか、会社や取締役が一定の欠格要件に該当しない場合に、信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることや、受託しようとする信託財産の種類などその信託業務の内容に即して人的構成や業務執行体制等が適切であること等の審査基準に適合する場合に与えられる(同法第 5 条)。

なお、管理型信託業(委託者又は委託者から指図の権限を受けた者のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託等のみの引き受けを行う営業。同法第 2 条第 3 項)については、免許を受けなくても内閣総理大臣への登録を行った株式会社であれば営むことができる。登録は 3 年ごとの更新制とされている(同法第 7 条)。登録を受けようとする者は一定の書類を添付して申請書を提出しなければならない(同法第 8 条)。資本の額が政令で定められる金額に満たない場合、会社や取締役等が一定の欠格要件に該当する場合等を除き、内閣総理大臣は管理型信託会社登録簿に登録しなければならない(同法第 9 条、第 10 条)。

信託業は、「信託の引受けを行う営業」と定義される(同法第 2 条第 1 項)。「営業」とは営利の目的をもって反復継続して行うことである。この営利の目的とは、「資本的計算方法のもとに、少なくとも収支相償うことが予定されていることであり、この営利の目的は、反復して行われる行為の全体について存在すればよく、個々の行

為について存在することは必要でない。そして、営利の目的が存在する限り、それが実現して、實際上利益が得られたかどうかは問題でな」と考えられる。したがって、信託の引受けを行う行為主体が非営利団体であるからといって、ただちに「営業」として行っていないと解すべきものではないと考えられる（高橋康文「新しい信託業法」58頁）。

2 第32回会議においては、新たな公益信託の受託者の範囲について、公益信託の受託者から自然人を形式的に除くことに合理性はないし、規模が小さい公益信託であれば自然人が受託者となることもその受託者が第三者への委託の監督能力等を有することを前提に許容されるべきである旨の意見があった。また、事業型の公益信託が想定されることからすれば、それに適した能力を有する法人を受託者として認めるべきであり、その法人に一定の財産規模を要求することは適当でないとの意見や、公益信託の受託者から公法人を除くべきとの意見もあった。さらに、自然人と法人の共同受託ではなく、その趣旨は受託者から何らかの事務を自然人に委託するような方法で実現できる旨の指摘、公益信託事務について信託業法の適用除外となる手当てが必要であるとの指摘、信託会社が自然人と共同受託者となる場合には、その信託を信託業法の適用除外とする方向性も考えられるとの指摘、アメリカでは公益信託の受託者について民事的な規制はないが、IRS（内国歳入庁）は法人受託者を信用して免税の利益を与えているとの指摘、自然人か法人かよりも公益信託事務を遂行する能力の有無に着目すべきであり、簡単に認定判断できることや、ガバナンスが簡素なものとなることの方が重要な視点である旨の指摘があった。

また、部会資料33の第3の論点に対しては、第33回会議において、これを受託者の問題として考えるべきであるとの意見があったが、合法的な営業を行っている者を公益信託の受託者から外すのには反対であるとの意見や、公序良俗に反するおそれがある事業を行っていることを受託者の欠格事由とすることは過剰な規制になりかねない旨の指摘があった。

3 現在の500件弱存在する公益信託のうちのほとんどは、受託者を信託銀行とするものであり、その他の公益信託としては、社会福祉法人又は個人が受託者となっているものが数件存在する程度である。これは、我が国の信託が主に金融のために使われてきたという成り立ちに起因するものの、信託業法等による監督を受ける信託会社（信託業法第2条第2項）の高度なガバナンスに基づいて公益信託が税制優遇を受けているという実態を背景とするものであると考えられる。

もともと、新たな公益信託において、現在の助成型の公益信託のみを想定した場合であっても、助成型の公益信託であれば、信託会社以外にもそれを行う能力を有する法人は存在するであろうし、美術館や学生寮の運営のような事業型の公益信託

を想定するのであれば、信託会社よりも元々それに類似する事業を行っている法人の方が受託者としては想定しやすいから、受託者となり得る法人については、より広がりをもって許容していくことが相当であると考えられる。

他方で、例えば子ども食堂のような事業型の公益信託であれば、その受託者においてそれなりの人員や組織を有していることが前提となるし、自然人の受託者には死亡により受託者が欠けることや、病気や老衰により受託者としての能力が減退するなどのリスクが存在する。そうすると、公益信託の受託者として自然人を許容することは相当でなく、公益信託の受託者は公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であることを必要とすべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

【甲案】を採用した場合に、信託会社以外に受託者となることを許容すべき法人として、営利法人を除外する必要はない。なぜなら、公益信託において、営利法人である信託会社が公益の担い手である公益信託の受託者となり得ることは、現在では当然の前提とされており、株式会社などの営利法人が公益活動を行う例もあることからすると、営利法人が公益信託の受託者になることに本質的な支障はないし、公益信託事務が適正に処理されることが確保される限り、受託者が営利法人か非営利法人であるかを問う必要性は低いと考えられるからである。なお、公益信託の担い手となる法人の資格について検討するに当たっては、税法や信託業法等との関係も視野に入れる必要があると考えられる。

- 4 これに対し、公益信託の受託者として重要なのは、公益信託事務の適正な処理をなし得る能力であり、その能力を有する者であれば、法人であっても、自然人であっても公益信託の受託者として認め得るとも考えられる。また、公益法人は自らに財産がなければ公益目的事業を遂行できないのに対し、公益信託は受託者が固有財産を有していなくても固有財産と区別される公益信託の信託財産の拠出を委託者から受ければ公益信託事務を遂行することが可能であり、一定の経理能力があれば法人でなくても受託者として良いという立論もあり得る。さらに、公益信託法には受託者の要件に関する規定は存在せず、信託法第7条も、未成年者又は成年後見人若しくは被保佐人を受託者の欠格事由として規定するのみである。そして、現在の信託法は、旧信託法の自己執行義務を改めて受託者から第三者への事務処理の委託を広く認めていることからすると、自然人の受託者が一定の範囲の信託事務を第三者に委託して公益信託事務を行うことは可能であり、公益信託事務の適正な処理を行う能力さえあれば自然人であっても公益信託の受託者となり得るようにすべきであるとも言える。そうすると、受託者が、公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）であることを必要とすることが相当であるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

【乙案】に対しては、公益信託の受託者として自然人を選任することの社会的なニーズはあまり強いものではないし、仮に、自然人受託者から第三者への信託事務の委託を前提として、法人と違い内部のガバナンスを備えていない自然人を受託者とするのを認める場合には、認定行政庁等において、受託者が自らの委託先である第三者を監督する能力を備えていることや、当該第三者が委託先として適切であることも含めて審査することが必要となるなど、軽量・軽装備の要請に相反する可能性があるとの指摘があり得る。

- 5 第三に、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、上記法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【丙案】として示している。

【丙案】に対しては、例えば、自然人が信託会社と共同で公益信託を受託できるようにするニーズがあるか不明であるし、共同受託者は、相互に受託者の業務執行を監視する義務を負うことからすると、仮に自然人の能力が十分でない場合には公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人として具体的に想定される信託会社の負担のみがいたずらに増えることも想定されることから、【丙案】のような共同受託の形態を認めたとしても、実際の公益信託の受託が増えることは期待できないとの問題点の指摘があり得る。

- 6 なお、【甲案】から【丙案】までのいずれについても、公益信託法上は自然人や信託会社以外の法人が受託者となることを許容しても、税制優遇を受けられることが公益信託の最大のメリットであることからすると、公益信託法に基づく行政庁等による認定と税法の認定の一元化という実務の要請に応えることができないのであれば、実際の公益信託の受託者が確実に拡大するとまでは言い切れないという指摘があり得る。また、自然人や信託会社以外の法人が信託業の免許等を受けずに公益信託の受託者となり営業として公益信託事務を行うためには、受託者が信託業法上の営利の目的を有さないか、受託者に反復継続の意思がないことが必要となるが、営利の目的に該当しない程度の低額な報酬（又は無報酬）や、1回限りの受託を条件としたのでは、新たな公益信託における受託者の広がりには制限が生じるとの指摘もあり得る。

以上の点について、どのように考えるか。

7 受託者の資格を満たさない場合の効果

(1) 公益信託法には、公益信託の受託者の資格に関する規定は存在しないが、信託法第7条は、受託者が単独で財産を管理処分することができない制限能力者（未成年者・成年被後見人・被保佐人）が受託者となることを禁じており、これらの受託者として不適格な者を相手方とする信託は無効であると解される。他方、信託がされた後に受託者が後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人や被保佐人となった場合には、受託者の任務は終了し（信託法第56条第1項第2号）、原則として、新たな受託者の選任が行われる。また、公益信託以外の目的信託は、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができないとされている（信託法附則第3項）。上記受託者の不適格事由と同様に、当該制限違反の目的信託は無効であり、信託期間中に受託者の財産状況等に変化が生じ、受託者がその制限に違反することになった場合には、受託者の任務は終了することになる（村松ほか概説18頁）。

一方、公益法人認定法第6条は公益法人の欠格事由を定めており、同条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当した場合には、同法第29条第1項第1号の規定により、行政庁は、その公益法人の認定を取り消さなければならないとされている。

(2) 第33回会議において、公益信託の受託者がその資格を欠いた場合の効果は、まずは受託者の任務終了とするべきであり、任務終了で解決しない場合に公益信託の認定の取消しに進むべきであるとの意見、公益信託の法人受託者の取締役が公益信託事務と関係のない企業犯罪等に関わって刑に処せられたときに当該公益信託の認定を取り消す必要はない旨の意見、英米では公益信託はできるだけ永続させるのが通常で、受託者が不在の場合でも裁判所に代わりの受託者を任命してもらうので、公益信託を終了させる必要はないとの意見があった。

(3) 仮に、公益信託の受託者の資格（本部会資料17頁注1の積極要件、消極要件又はその双方）に関する規定を設けることとした場合には、①公益信託の認定時に上記資格を満たしていない場合及び②公益信託の認定後継続中に受託者が上記資格を満たさなくなった場合の効果を検討する必要がある。

そして、①公益信託の受託者が公益信託の認定申請時において、信託法第7条の不適格事由（未成年者・成年被後見人・被保佐人）に該当するか、公益信託法の資格要件（例えば、法人受託者の場合には、信託法附則第3項の委任を受けた信託法施行令第3条のような資格要件が想定し得る。）を満たさないことが判明した場合には、その信託は無効であるとして、公益信託の認定を受ける

ことができないようにすることが相当であると考えられる。

また、②公益信託の認定後、その受託者が事後的に上記信託法第7条の不適合事由に該当し、又は公益信託法上の受託者の資格を喪失した場合には、その受託者の任務を終了させることとし、当該公益信託の認定の取消しはしないことが相当であると考えられる。

第4 公益信託の認定基準

(前注) 公益信託の認定基準として、以下に論点として取り上げたもののほか、公益信託事務を行うことのみを目的とするものであること(前記第3の1)、公益信託の名称中に公益信託という文字を用いること(部会資料37の第5の2)、信託行為で信託関係人の合意による終了ができないと定めていること(部会資料37の第1の4)、信託行為で信託終了時の信託財産の帰属先を類似の公益信託等とすると定めていること(部会資料37の第2の1)、受託者の報酬が不当に高額ではないこと(前記第3の3)を認定基準として設けることを暫定的な前提としている。他方、第一読会において、公益信託の認定基準として設けるべきでないとの意見が大勢であった。部会資料33の第3の5「公益目的の信託事務以外の信託事務による公益目的の信託事務への支障がないこと」、同6「公益目的の信託事務の比率」、部会資料34の第1の4「不可欠特定信託財産の処分制限」については、公益信託の認定基準として設けないことも前提としている。

1 公益信託事務を遂行することが可能な信託財産の保有

公益信託設定当初の信託財産に加え、信託設定後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務を遂行することができる見込みがあること(信託財産の取崩しを内容とする場合にはその存続期間を通じて当該公益信託事務を遂行することができる見込みがあること)を認定基準とすることでどうか(注)。

(注) この認定基準を当該公益信託が備えられなくなった場合には、公益信託の認定の任意的取消事由となることを想定している。

○部会資料34の第1の1「公益目的の信託事務の遂行見込み」

公益信託の信託財産の運用、追加信託及び寄附金等の計画の内容に照らし、その公益目的の達成に必要な信託事務を遂行することができる見込みがあること(信託財産の取崩しを内容とする場合にはその存続期間を通して信託事務を遂行することができる見込みであること)を認定基準とする規律を設けることでどうか。

(補足説明)

- 1 公益信託法は、公益目的の信託事務を遂行することができる見込みがあることを公益信託の許可の要件としていない。ただし、許可審査基準「4. 信託財産」は「公益信託は、その目的を達成するため、授益行為を継続するのに必要な確固とした財産的基礎を有していなければならない」とし、「引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益行為が遂行できる見込みがあること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあつては、信託財産により、その目的の達成に必要な授益行為が存続期間を通して遂行できる見込みであること」を公益信託の要件としている。

また、税法においても、公益信託の目的に関し相当と認められる業績が持続できることについて主務大臣の認定を受けたものであることが、認定特定公益信託の要件とされている（所得税法施行令第217条の2第3項、法人税法施行令第77条の4第3項）。

- 2 部会資料34の第1の1の提案に対しては、第34回会議において、「追加信託」の用法に注意すべきであるとの指摘、「運用」という言葉は信託業法や金融商品取引法上も使われているので、その用法には注意すべきであるとの指摘があった。また、事業型も可能なように公益信託事務遂行の見込みがあるか否かの判断は柔軟にすべきであるとの指摘、公益信託事務遂行の「見込みがあること」ではなく、民事再生法第25条第3号の規定を参考に「見込みがないこと」を消極的な認定基準とすべきとの意見、信託財産の運用を業として行う場合には、信託業法の適用があり受託者自身に一定程度の財産がなければできないという指摘があった。

- 3 公益信託の認定の明確化、客観化の観点からは、新たな公益信託法に設ける公益信託の認定基準については、許可審査基準の表現をベースとした上で、同基準の「引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により」という部分の表現を、「公益信託設定当初の信託財産に加え、信託設定後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし」という表現に変更するなどの修正を加えたものとするのが相当であると考えられる。

なお、公益信託事務遂行の「見込みがないこと」を認定基準とすべきとの意見は、認定基準の厳格化を避ける意図に基づくものであると推測されるが、そのような懸念を避けるために「見込みがないとはいえないこと」を認定基準とすることの不自然さも明らかである。そうすると、認定基準が過度に厳格化しないように認定段階で留意するほかなく、また、それにより上記の懸念には対応し得るものと考えられる。

4 したがって、公益信託設定当初の信託財産に加え、信託設定後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務を遂行することができる見込みがあること（信託財産の取崩しを内容とする場合にはその存続期間を通じて当該公益信託事務を遂行することができる見込みがあること）を認定基準とすることが相当であると考えられるが、どうか。

2 関係者等に対する特別の利益の供与禁止

【甲案】：当該公益信託の信託行為が、「委託者、受託者及び信託管理人並びにその関係者に対する特別の利益を供与しないものであること」及び「特定の個人又は団体（注1）に寄附その他の特別の利益を供与しないものであること」を公益信託の認定基準とする（注2）。

【乙案】：上記は認定基準としない。

（注1）「特定の個人又は団体」と簡略化して表現しているが、これは、「株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者」（公益法人認定法第5条第4号）を想定している。

（注2）これらの認定基準に受託者が違反した場合には、当該受託者の解任事由となり得るほか、この認定基準を当該公益信託が備えられなくなった場合には、公益信託の認定の任意的取消事由となることを想定している。

○部会資料33の第3の1

「当該公益信託の受託者等の関係者に対する特別の利益の供与禁止」

【甲案】：公益信託の受託者が、信託事務を行うに当たり、当該公益信託の受託者等の関係者に対し特別の利益を与えないものであることを認定基準とする規律を設ける。

【乙案】：上記の規律は設けない。

○部会資料33の第3の2

「営利事業を営む者等に対する特別の利益の供与禁止」

【甲案】：公益信託の受託者が、信託事務を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者等に対し特別の利益を与えないことを認定基準とする規律を設ける。

【乙案】：上記の規律は設けない。

(補足説明)

- 1 公益信託法は、当該公益信託の受託者等の関係者に対する特別の利益の供与禁止や営利事業を営む者等に対する特別の利益の供与禁止を公益信託の許可の明示的な要件としていない。

- 2 部会資料33の第3の1及び同2の論点に対しては、第33回会議において、公益法人認定法の認定基準は一般法人として既に活動しているものについて公益認定するものなので、最初から公益信託として設定されることの多い公益信託に公益法人認定法の認定基準を持ち込むことは妥当でなく、公益信託では認定基準と事後的な監督基準を区別すべきである旨の指摘、公益信託の受託者が委託者と対立している場合に受託者が利益相反的な行為を故意に行って認定基準違反の状況を作り出し、その公益信託を止めるような事態を招くべきではない旨の指摘、公益信託の軽量・軽装備のメリットを維持する観点からは、入口である認定基準として設けると使いにくくなるので、事後的に違反があった場合に公益信託の認定の取消しや受託者に対する損害賠償請求、あるいは受託者の義務の強行法規化により対応すべきであるとの意見、従前の助成型モデルを念頭に置いて考える必要があり、信託銀行の役員の子親等内の親族が公益信託の助成対象にたまたま該当したか否かを個別にチェックすることは難しいし、あまり意味がないことから、公益法人認定法第5条第3号及び第4号と同様の規律を設けることには反対である旨の意見、抽象的な基準を設けることは認定の段階で裁量性を多く与えることになるので妥当でないとの指摘があった。また、部会資料33の第3の1及び2の各【甲案】の基準を一つにまとめて公益信託の関係者等に対する利益供与禁止の基準を設けるべきとの意見もあった。

- 3 関係者等に対する特別の利益供与は、公益信託の信託行為により行われるものであることからすると、部会資料33の第3の1及び2で提案した【甲案】における「受託者」は「信託行為」に修正し、公益信託の信託行為が特別の利益供与禁止に違反しないことが認定基準であることが明確になるようにすることが相当であると考えられる。また、部会資料33の第3の1で提案した「受託者等の関係者」は、「委託者、受託者及び信託管理人並びにそれらの関係者」であることに修正した上で、「それらの関係者」については、政令により、委託者、受託者又は信託管理人それぞれの配偶者又は子親等内の親族若しくは使用人として指定することなどを引き続き検討することが相当であると考えられる。そして、部会資料33の第3の1及び2の【甲案】に上記の修正をした考え方を、【甲案】として示している。

- 4 一方、部会資料33の第3の1及び2で提案した【乙案】に変更はない。
以上の点について、どのように考えるか。

3 他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有禁止

【甲案】：公益信託の受託者が保有する信託財産に、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないこと（例外として、当該株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容する）を認定基準とする（注）。

【乙案】：上記は認定基準としない。

（注）この認定基準に受託者が違反した場合には、当該受託者の解任事由となり得るほか、この認定基準を当該公益信託が備えられなくなった場合には、公益信託の認定の任意的取消事由となることを想定している。

○部会資料34の第1の3

「他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有禁止」

【甲案】：公益信託の信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないこと（例外として、当該株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容する）を認定基準とする規律を設ける。

【乙案】：上記の規律は設けない。

（補足説明）

1 公益信託法及び許可審査基準には、公益信託の信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれることを制限する規定は存在しない。

一方、公益法人認定法第5条第15号は、原則として、公益法人が他の団体の意思決定に関与することができる（当該団体の50%超の）株式等を保有していないことを公益法人の認定基準として定めている。なお、公益法人においては、株主総会等における議決権の過半数を有していない場合は、株式の保有が認められている。すなわち、公益法人がある株式会社の過半数の株式を保有していても、例えば無議決権株式にするか議決権を含めて受託者に信託すれば認定基準に反しないとされている。

2 部会資料34の第1の3の【甲案】及び【乙案】に対しては、第34回会議において、【甲案】の実質的支配を判断するのは会社の種類や規模にもよるので決め難いし、株式の保有により公益信託の認定自体を取り消すのは過剰な規制であり、受託者の行為は善管注意義務等により対処できるとして【乙案】を支持する意見、【甲案】の原則と例外を逆にすべきとの意見、信託銀行は銀行法上の株式の保有制限がある

ことを前提に【甲案】に賛成するとした上で、他の団体の意思決定に関与することができるか否かの判断は、一つの公益信託ではなく、受託者単位で考えるべきであるとの意見、信託財産の運用対象として株式を保有することや、信託財産である株式の価値を上げるために当該株式発行会社の議決権を受託者が行使することが妨げられるというのはわが国の最近の経済政策に反し妥当でないという意見があった。

3 部会資料34の第1の3の【甲案】及びその理由に変更はない。公益法人の株式の保有に規制が加えられている趣旨は、公益法人が他の営利法人に実質的な影響力を行使して収益事業等を行うことをさせないようにすることにあるが、新たな公益信託が公益信託の目的達成のために直接又は間接的に必要な信託事務のみを行うという前提（前記第3の1）に立つと、公益信託の受託者が信託財産として株式を無制限に保有することを認めた場合には、当該受託者が株式を保有する会社を通じて公益信託の目的達成のための必要性を欠く信託事務を行う可能性があることも、【甲案】の理由として付加することが考えられる。

4 他方、部会資料34の第1の3の【乙案】及びその理由にも変更はない。公益法人が他の株式会社の過半数の株式を取得するなどして同社の支配権を維持しようとする事態は容易に想定されるのに対し、仮に公益信託の株式の保有制限については受託者単位で判断されたとした場合には、公益信託では委託者の関与は弱められる方向にある（部会資料35の第4）から、受託者が株式を保有することによって委託者の支配権維持という不当な目的が直ちに実現されるとは言えないこと、また、公益信託の利便性を向上させようとする観点や、高度化した現代の経済システムを前提とした場合には、株式が信託財産とされることやその議決権行使を制約するような規定を設けることには消極的であるべきであることも【乙案】の理由として付加することが考えられる。

以上の点について、どのように考えるか。

4 事業型の公益信託に関する認定基準

【甲案】：事業型の公益信託について、収支相償及び遊休財産額の保有制限を認定基準とする（注1，2）。

【乙案】：上記を認定基準としない。

（注1）美術館や学生寮の運営等を行う事業型の公益信託に適用されるものであり、奨学金の支給等を行う助成型の公益信託にはこれらの認定基準は適用されないことを前提としている。

(注2) これらの認定基準に受託者が違反した場合には、当該受託者の解任事由となり得るほか、これらの認定基準を当該公益信託が備えられなくなった場合には、公益信託の認定の任意的取消事由となることを想定している。

○部会資料33の第3の4「収支相償」

【甲案】：公益信託の受託者が行う公益目的の信託事務に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること(以下「収支相償」という。)を認定基準とする規律を設ける。

【乙案】：収支相償を認定基準とする規律は設けず、かつ、信託費用の支出に関して定めた認定基準も設けない。

【丙案】：収支相償を認定基準とする規律は設けないが、信託財産が不当に蓄積されることを防止するために、公益目的の信託事務による収益の一定割合以上を信託費用として支出すると見込まれること等を認定基準とする規律を設ける。

○部会資料34の第1の2「遊休財産の保有制限」

【甲案】：公益目的の信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続きそのために使用される見込みのない遊休財産の額が一定の額を上回るものでないことを認定基準とする規律を設ける。

【乙案】：公益目的の信託事務のために使用しない財産を受託者が当該公益信託の信託財産として保有することを禁止する規律を設ける。

【丙案】：受託者の遊休財産の保有制限に関する規律は設けない。

(補足説明)

1 公益信託法においては、公益法人認定法上の収支相償に相当するものは公益信託の許可の要件とされており、公益信託の受託者が遊休財産を一定の額を超えて保有しないことも公益信託の許可の要件とされていない。また、受託者の行う信託事務が事実上助成事務に限定されていることなどから、これらは、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託の要件ともされていない。

2 部会資料33の第3の4の論点については、第33回会議において、信託業法の適用対象になる要件として反復継続性と収支相償性が挙げられており、その収支相償と公益法人認定法の収支相償は違う意味であることに留意すべきであるとの指摘、公益法人認定法の収支相償を満たすのは受託者にとって困難である場合が想定されることから収支相償は外した方が良いとの意見、収支相償は認定基準として設けず、遊休財産規制により受託者が信託財産を溜め込むことを防止すれば良いとの意見があった。

また、部会資料34の第1の2の論点については、第34回会議において、受託者が公益法人における収益事業等を行わないのであれば遊休財産額の保有制限は必要ないとの意見、遊休財産額の保有制限は運営段階の問題であり、これに違反した場合に公益認定を取り消すような性質のものではないとの指摘、公益信託事務に使用しない信託財産を受託者が保有することを原則として禁止した上で、計画外の資産の増加があった場合には計画変更で対応することも考えられるので、信託財産を公益信託事務にすべて使用することを受託者に義務付けるなど事後的な監督段階の規律が設けられるのであれば認定段階の規制は設けなくても良いとの意見があった。

3 助成型の公益信託については、信託財産の運用は別として公益信託事務の対価としての収入は得ることなく信託財産を取り崩しながら奨学金の支給等の公益信託事務を遂行するものであることから、収支相償や遊休財産規制が問題となる可能性はほとんど想定できない。また、前記1のとおり、収支相償や遊休財産規制が税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託の要件とされていない理由は、これまで公益信託の行う受託者の信託事務が事実上助成事務に限定されてきたことなどによるものである。そうすると、これらの認定基準は、美術館や学生寮の運営を目的とする事業型の公益信託について検討する必要があるものと整理できる。

4 部会資料33の第3の4の【甲案】及びその理由、部会資料34の第1の2の【甲案】及びその理由に変更はないが、上記3の理由から、これらを事業型の公益信託のみの認定基準とすることに修正した。また、収支相償はフローの面からの規制であり、遊休財産規制はストックの面からの規制であることからすると、これらは公益信託の認定基準としてもセットで捉えるべきであるとの考え方があり得ることから、今回は、収支相償と遊休財産規制を併せて【甲案】として示している。

【甲案】の問題点も部会資料33及び34に記載したものから変更はないが、公益法人制度の遊休財産規制は、公益法人制度改革前の時代に見られた行政委託型の公益法人や一定の収益事業等を独占的に行っていた公益法人が内部留保を過大に蓄える事例があったことを解消するために導入されたものであり、事業型の公益信託の受託者が収益事業等に相当する信託事務を行うことを許容しないのであれば、過剰な規制となり得るということも付加することが考えられる。

5 一方、部会資料33の第3の4の【乙案】及び部会資料34の第1の2の【丙案】を統合したものが今回の【乙案】である。

【乙案】に対しては、上記部会資料33の【乙案】及び同34の【丙案】の理由及び問題点が該当するほか、事業型の公益信託に対し収支相償や遊休財産規制のような認定基準を課さないことは、事業型の公益信託についても税制優遇を受けるこ

とを視野に入れた検討を行うという観点に相反する面があるという指摘があり得る。
以上の点について、どのように考えるか。

5 公益信託の受託者の報酬

受託者の報酬が不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が信託行為で定められていることを認定基準とすることでどうか。

(注) 公益信託の設定後、この認定基準に違反する信託行為の変更が行われた場合には、当該受託者の解任事由となり得る（なお、信託行為の変更について行政庁等の認定を受けることの要否の論点に関連する。部会資料37の第3の2）ほか、当該公益信託がこの認定基準を備えられなくなった場合には、公益信託の認定の任意的取消事由となることを想定している。

○部会資料34の第2「受託者の報酬に関する認定基準」

公益信託の受託者に対する信託報酬について、当該信託事務の内容、当該信託の経理の状況等を考慮して、不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が信託行為で明確に定められていることを認定基準とすることでどうか。

(補足説明)

- 1 信託法第54条は、受託者の信託報酬について規定しているが、同法及び公益信託法に、受託者の信託報酬の額を制限する規定はない。ただし、許可審査基準「5. 信託報酬」では、「公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は、信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること」が公益信託の許可の要件とされている。
- 2 部会資料34の第2の提案に対しては、第34回会議において、その方向性に異論は示されなかったが、「不当に高額」という用語が曖昧であるとの指摘、公益信託の受託者の担い手を広げようとするのであればきちんとしたインセンティブが働くような形で報酬に関する認定基準を定めるべきであるとの意見、受託者の報酬を認定基準とすべきだが過度の規制にならないよう配慮すべきであるとの指摘があった。
- 3 前記1にて記載したとおり、許可審査基準において公益信託の受託者の報酬を制限する旨の規定は存在するものの、採算を確保できないようなレベルの報酬を受託者に強いるのでは公益信託の受託者の広がりにとって障害となる可能性があり得ることからすると、受託者の報酬に関する認定基準については、税法や信託業法等との関係も考慮しつつ、一定の柔軟化を図ることが考えられる。そして、「不当に高額」という用語の抽象性については、同じ用語が公益法人認定法第5条第13号でも使

用されていることも踏まえ、その具体的なレベル感も踏まえて引き続き検討する。

- 4 したがって、受託者の報酬が不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が信託行為で定められていることを認定基準とすることが相当であると考えられるが、どうか。

第5 公益信託の認定主体

1 有識者委員会の意見に基づく行政庁による認定

公益信託の認定は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁（課税庁を除く）が行うものとするかどうか。

○部会資料34の第3の2「新たな公益信託の認定主体」

公益信託の認定を行う手続（認定主体を含む。）は、次のいずれかとする。

【甲1案】：特定の行政庁（課税庁を除く）が公益信託の認定を行う。

【甲2案】：民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁（課税庁を除く）が公益信託の認定を行う。

【乙案】：民間団体が公益信託の認定を行う。

（補足説明）

- 1 公益信託法第2条は、公益信託の許可を主務官庁が行うと規定している。そして、主務官庁による許可判断の具体的な要件及び手続は、許可審査基準及び主務官庁それぞれの府省令において規定されている。
- 2 第34回会議では、新たな公益信託の認定主体として、部会資料34の第3の2の【甲1案】を支持する意見はなく、民間の意見を反映させるという観点から【甲2案】に賛成する意見が多数であったが、行政が民間に委託するような形で【乙案】との併用も検討すべきとの意見もあった。また、行政庁の判断の客観性、透明性、統一性が保たれるような仕組みが望ましいとの指摘、現在の公益法人制度では実際の認定に都道府県によるばらつきがかなり見られるので実際の認定の平準化に配慮すべきとの指摘、有識者委員会案を採用した場合には各委員の個性により認定判断の予見可能性が低くなるデメリットもあるとの指摘もあった。
- 3 現行公益法人制度においては、民間の有識者から構成される合議制の第三者機関を諮問機関として、特定の行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等を行う仕組みが採用されている。その趣旨は、公益性に関する専門的知見を有する合議制の第三者機関が公益認定、監督処分等の手続に関与する仕組みを設けること

で、行政庁の知見を補完し、実態に即した適切な判断を行い、かつ、各省庁の意向に左右されることなく適切に裁量を行使することにより、行政庁が行う公益認定、監督処分等の客観性、透明性を担保し、認定制度に対する信頼性を確保するところにある。また、委員会のような合議制の機関には、慎重の審議、多面的な検討、様々な専門的知見の調達等の利点があると考えられ、これらの利点は、多種多様な事業を行う公益法人を取り扱う認定制度において特に重要と考えられたことによる（一問一答225頁）。

そして、公益法人が、旧民法下における主務官庁制の問題点を踏まえて、上記のような公益性認定の仕組みを採用していることからすると、公益信託においても、主務官庁制を廃止した場合には、公益法人と同様の認定の仕組みを採用することが自然であると考えられる。また、現時点においては、公益信託の認定を適切に行う能力を有する民間団体を見出すのは容易でない。さらに、行政庁及び民間団体のような認定主体を複数設けることにより、かえって認定の平準化の支障になる可能性もあり得る。そうすると、特定の行政庁のみが一元的に公益認定を行うとした上で、不当な裁量権の行使を防止し、その判断の客観性や透明性を確保するため、公益法人認定法と同様の仕組みを採用することが相当であると考えられる。

- 4 したがって、公益信託の認定を行う主体は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁（課税庁を除く）が行うことが相当であると考えられるが、どうか。

2 認定行政庁の区分

認定行政庁は、公益信託事務が行われる範囲が1の都道府県の区域内に限られるものは都道府県知事とし、公益信託事務が行われる範囲が2以上の都道府県の区域内であるものについては、国【どの府省庁の所管とするかはP】とすることでどうか。

（補足説明）

- 1 現在、公益信託の受益の範囲が1の都道府県の区域内に限られる公益信託の認定は、主務官庁の権限に属する事務を都道府県知事及び都道府県の教育委員会が行っている（公益信託法第11条、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令第1条）。

一方、公益法人制度においては、公益目的事業の範囲が2つ以上の都道府県の区域内において行われる又は公益法人の事務所の所在地が2つ以上の都道府県の区域内にあれば内閣総理大臣が認定し（公益法人認定法第3条第1号イ）、それ以外の場

合には事務所が所在する都道府県が認定することとされている。そして、都道府県においても、国の公益認定等委員会の権能，組織に準じる形で，合議制の機関が設置され（同法第50条第1項），国の場合と同様に，都道府県知事がこの合議制の機関に諮問を行い，答申を受けて，公益認定，勧告，認定取消し等を行うこととなる。合議制の機関の組織，運営は，政令で定めた基準に従い，各都道府県の条例で定められる（同条第2項）。ただし，合議制の機関に関しては，各都道府県で，その名称を任意に定めることができる，機関の構成員は非常勤とされる，といった相違点がある。また，内閣総理大臣は，制度運用に当たる地域間の均衡を図るため，必要に応じ，都道府県に対して勧告，命令，認定取消しその他の措置を指示することができる（同法第60条）（一問一答225頁）。

2 第34回会議では，教育という分野についてのみ認定基準を専門化させる必要は大きくなく，認定の平準化を阻害するおそれもあることからすると，公益信託の認定を行う機関として都道府県の教育委員会を残しておく必要はなく，知事部局の下で一元的に取り扱うべきであるとの意見があった。

3 平成20年12月1日当時2万4317の数が存在していた旧公益法人（内閣府「平成21年度特例民法法人に関する年次報告」11頁）と比較して，公益信託は，平成28年3月末時点で479件（第31回会議参考人〔一般社団法人信託協会〕提出資料3）と少ないことに加え，認定判断の平準化という要請からすると，国と都道府県で公益信託の認定主体を分ける必要はなく，国において一元的に公益信託の認定を行うという選択肢も考えられないわけではない。

しかし，公益信託についても，各地方で行われるものについては，その地方の実情に通じた知見により公益性が判断されることが望ましいし，地方分権の要請からも，敢えて国が公益信託の認定を一括して行うこととする強い必要性はないものと考えられる。

その上で，旧民法下では主務官庁の一つであった教育委員会が公益法人制度改革においては公益法人の認定機関から外れ，都道府県知事に一元化されていることからすれば，公益信託においても同様の仕組みを採用することが自然であるし，教育分野にのみ認定基準を専門化させる必要は大きくないことからすると，都道府県の教育委員会を公益信託の認定主体とすることは廃止すべきであると言える。

したがって，新たな公益信託の認定行政庁は，公益信託事務が行われる範囲が1の都道府県の区域に限られるものは都道府県知事とし，公益信託事務が行われる範囲が2以上の都道府県の区域内であるものについては国とするのが相当であると考えられるが，どうか。

以上